国内貨物総合保険





すべての物流プロセスを1つの保険でフルサポート

充実した補償で物流をフルサポート 貴社の国内物流は

国内貨物総合保険



この保険の特長は

特長

物流にあわせた切れ目のない補償を実現します。大きな安心をおとどけします。

特長 2

あらかじめ特定できない

倉庫や工場での保管・加工中も補償可能です。

物流の変化に備えます。

(原則として1事故あたり最高5000万円まで)

特長 3

充実した各種費用補償特約をご提案します。

万一の費用支出に備えます。

特長 4

支払限度額を上限に実際の損害の額をお支払いします。

比例てん補(**)ではなく、実損てん補(**2)の保険です。

(※1)損害の額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて保険金を支払う方式です。 (※2)損害の額に対して保険金額を限度として保険金を支払う方式です。

特長 5

ご契約の手続は年に一度。いくつもの保険を手配する手間も保険の手配漏れの心配もありません。

物流リスクに対する備えは万全ですか?

物流リスクの簡易診断

ケース

台風による水災で、商品に水濡れが発生。商品在庫に対して、火災保険しか手配していなかったため、保険金が支払われなかった。

→「フルライン」によるオールリスクの補償をご検討ください。

ケース 2

全国各地の倉庫、工場がそれぞれ独自に保険を手配。 いざ事故が発生してみると、補償内容にばらつきがあるだけでなく、 肝心の損害を被った倉庫が無保険であることが判明。

→「フルライン」による一元管理をおすすめします。

ケース 3

輸送中の事故は運送業者が必ず賠償してくれるものと お考えではありませんか?

- ●貴社が起用している運送業者のトラックが追突され貨物に 指害が発生
- ●貴社が起用している運送業者のトラックが土砂・落石等に より押しつぶされ貨物に損害が発生
- ●貴社が起用している運送業者が手配する保険(賠償責任 保険)の補償内容が十分ではないとき
- ●貴社が起用している運送業者が、下請に輸送業務を委託 している場合
- ●貴社が起用している運送業者が、賠償請求に応じようとせず、 訴訟の必要があるとき

運送業者には、原則 賠償責任が発生しません。

運送業者から損害の額の回収に時間がかかり、また100%回収できる保証はありません。

→「フルライン」を手配していれば安心です。

FU L L NE は、原材料の仕入れから、商品の販売まで、

貨物の損害を包括的に補償します。

たとえば、こんなとき

貴社のリスクにチェック✓を入れてみてください。

貴社に所有権がある間を対象とすることができます。

※輸送中以外は特約のセットが必要となりますのでご注意ください。

丁場で火災発生! 仕掛品が全焼して しまった。 荷卸し中に操縦ミスで 貨物(半製品)に 傷がついてしまった。

原材料の調達先



□ 保管倉庫(原材料)





保管中の原材料を 誤って落下させてしまい 原材料が破損してしまった。

□輸送

原材料を輸送している トラックが横転! 積荷(原材料)に損害が 発生してしまった。





物流の実態にあわせて自由な設計が可能です。

基本補償である輸送中に加え、特約のセットにより、保管

輸送中〈基本補償〉

基本補償として輸送中を補償します。

輸送中の貨物が偶然かつ外来的な事故により 損害を被った場合に保険金をお支払いするオー ル・リスク条件(*)の保険です。

●輸送中の支払限度額を設定いただきます。



(*)一部お支払いできない損害があります。 詳しくは5ページ「保険金をお支払いしな い主な場合をご確認ください。

物流にあわせて補償期間を設定します。(オプション特約)

物流にあわせてお選びください。

保管期間担保特約(※)

自社倉庫および委託先倉庫での保管中を補償します。

●各保管場所ごとに支払限度額を設定いただきます。

加丁期間担保特約(※)

自社工場および委託先工場での加工中を補償します。

各加工工場ごとに支払限度額を設定いただきます。

店舗販売中担保特約(※)

自社店舗および販売委託先店舗での店舗販売中を補償します。

●各店舗ごとに支払限度額を設定いただきます。

設置作業中担保特約(※)

貨物の搬入後、引き渡されるまでの期間における設置作業中や検 収作業中も補償します。

- ●貨物の搬入後、30日間を限度とさせていただきます。(輸送中の支 払限度額が適用されます。)
- (※)これらの特約はご選択いただいた場合のみセットされます。 (自動セットではありません。)



部品を委託加工している 工場が台風に遭遇! 部品が水浸しに なってしまった。



商品の納入中に 落下させてしまい商品に すり傷がついてしまった。

□加工の委託先

倉庫に保管している 商品が 盗まれてしまった。

□販売店舗



manufacture (1)

集中豪雨によって、 輸送中の商品が 濡れてしまった。



トラックで輸送中、 積んでいた商品が 事故によりへこんでしまった。

] 保管倉庫(製品)

□輸送



お支払いする主な損害

- 火災•爆発
- 台風・洪水等の風水災
- 水濡れ
- 破損・まがり・へこみ
- すり傷・かき傷
- 盗難•不着
- トラック等の輸送用具の 事故(衝突等)
- ●積込み中、荷卸し中の 事故 等

中や加工中等貴社の物流にあわせた保険設計が可能です。切れ目のない最適な補償をご提案します。

必要な費用補償をお選びいただけます。(オプション特約)

必要な費用特約をお選びください。

残存物取片付け費用担保特約(※)

火災、爆発、落雷、台風、水災、雪害、輸送用具の衝突・転覆・脱線等の 損害により保険金が支払われるべき場合に、保険金を支払うべき事故 によって損害を受けた貨物の残存物取片付け費用や、廃棄に必要な費 用の実費を補償します。

●貨物の損害保険金の10%または500万円のいずれか低い金額を 限度に費用保険金をお支払いします。

臨時費用担保特約(※)

火災、爆発、落雷、台風、水災、雪害、輸送用具の衝突・転覆・脱線等の損害により保険金が支払われるべき場合に、貨物の損害保険金に加え臨時に生じる費用を補償します。

●貨物の損害保険金の10%または500万円のいずれか低い金額を 臨時費用保険金としてお支払いします。

検査費用担保特約(※)

貨物の損傷の有無を確認するために必要となった検査に関連した費 用の実費を補償します。

●1回の事故について100万円を限度に費用保険金をお支払いします。

納入継続追加費用担保特約(※)

貨物に保険金を支払うべき事故が発生した際、取引先への納期を守るために追加で必要となった以下1)~5)の各種費用を補償します。

- 1)代替品を取引先に納入するために要した原材料・資材・部品等の緊急調達に伴う割増費用の実費
- 2)代替品を緊急納入するための製造に要した残業代等割増費用の 宝費
- 3)緊急納入するための修理に要した割増修理の実費
- 4)委託製造先に代替品の緊急製造を依頼するのに要した割増委託費用の実費
- 5) 取引先に代替品を緊急輸送するのに要した割増運賃の実費
- 貨物の損害保険金の20%または500万円のいずれか低い金額を 限度に費用保険金をお支払いします。

(※)これらの特約はご選択いただいた場合のみセットされます。(自動セットではありません。)

保険の対象となる貨物(保険の対象)/保険金をお支払いする主な場合/ 保険金をお支払いしない主な場合

対象の

保険金をお支払い

日本国内に所在する機械類や雑貨等の商品のほか、半製品・仕掛品・部品・原材料等を保険の対象にすることができます。 ただし、この保険の対象とならない貨物(除外貨物)および補償内容が制限される貨物(条件制限貨物)がありますのでご注意ください。 詳しくは6ページ「除外貨物」「条件制限貨物」をご覧ください。

偶然かつ外来的な事故により貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

☆具体的にこの保険でお支払いする主な場合は以下のとおりです。













火災•爆発

輸送用具の衝突・転覆・脱線・ 墜落・不時着・沈没・座礁・座州

すり傷・かき傷 破損・まがり・へこみ

こみ 雨・雪等の濡れ

- ・保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失による損害
- ・貨物の自然の消耗や性質・欠陥による損害(自然発火、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発等)
- ・荷造りの不完全による損害
- ・輸送用具が貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
- ・運送の遅延による損害、間接損害(慰謝料・違約金等)
- ・戦争・内乱、魚雷・機雷の爆発、押収、検疫、公権力による処分による損害
- ・ストライキ、集団によりなされた暴力的かつ騒動的な行動による損害
- ・地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害
- ・地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
- ・原子核反応等による損害
- ・「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害(「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特約以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。)
- ・化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害

特約をセットする場合は各特約ごとに以下の保険金をお支払いしない場合が追加されます。 【保管期間担保特約】

- ・棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- ・紛失、その他原因不明の数量の不足による損害
- ・貨物の保管場所の所有者・貸人・借人の経済的破綻によって生じた損害(ただし、経済的破綻が生じていなかったとしても生じたであろう損害は補償いたします。)

【加工期間担保特約】

- ・棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- ・紛失、その他原因不明の数量の不足による損害
- ・貨物の加工工場の所有者・貸人・借人の経済的破綻によって生じた損害(ただし、経済的破綻が生じていなかったとしても生じたであろう損害は補償いたします。)
- ・通常の加工工程で発生する不良品損害
- ・各種機械または設備の破損、故障、停止または変調による損害注
- ・加工工程の欠陥、加工作業をほどこす保険の対象の設計上または瑕疵に起因する損害(注)
- ・各種機械または設備の誤った作業設定および誤った操作による損害、各種機械または設備を用いない作業員の誤った加工作業による 損害(注)(ただし、オール・リスク条件あるいは破損・まがり損・へこみ損害を補償している契約であり、条件制限貨物に該当しない場合には 加工作業中、構内移動中における保険の対象の落下、他物との衝突・接触による破損・まがり損・へこみ損害については補償いたします。)
- ・電力の停止または異常な供給による損害注

【店舗販売中担保特約】

- ・棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- ・紛失、その他原因不明の数量の不足による損害
- ・万引きによる損害
- ・貨物の販売店舗の所有者・貸人・借人の経済的破綻によって生じた損害(ただし、経済的破綻が生じていなかったとしても生じたであろう 損害は補償いたします。)

【設置作業中担保特約】

- ・紛失、その他原因不明の数量の不足による損害
- ・貨物の設置場所の所有者・貸人・借人の経済的破綻によって生じた損害(ただし、経済的破綻が生じていなかったとしても生じたであろう損害は補償いたします。)
- ・設置作業、試運転作業上の拙劣および瑕疵による損害(注)
- ・電気的事故および機械的事故による損害(注)
- ・電力の停止または異常な供給による損害注
- ・偶然外来の危険によらない保険の対象の破損、故障、停止または変調による損害(注)
- ・保険の対象の設計上または瑕疵による損害注
- (注)これらの事由により火災・爆発が生じた場合におけるその火災または爆発によって生じた損害は補償します。
- ※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されて おりますので、必ずご確認ください。

条件制

限貨

この保険の対象とならない貨物(除外貨物) および補償内容が制限される貨物(条件制限貨物)/お見積もりにあたって

以下の貨物は保険の対象には含まれません。

- (1)不動産
- (2) 什器・備品、社有車、レンタル用品等(リース・デモ品等貸出中商品を含みます。) 販売目的でない所有品
- (3)輸出の目的をもって保険証券記載の発送地における保管場所もしくは加工場所から搬出された時以降、またはその保管場所もしく は加工場所において貨物が輸送用具へ直ちに積み込む目的で最初に動かされた時以降、のいずれか早い時以降の貨物 ※対象とするためには特約のセットが必要です。取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- (4)輸入本船もしくは輸入航空機より荷卸しを開始する以前の貨物
- (5)お客さま(被保険者)に所有権がない貨物(受託品・預かり品等)

※受託品・預かり品等が保険の対象に含まれる場合には、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(6)次の貨物のうち1点50万円を超えるもの

宝石・貴金属類、時計、毛皮、呉服、書画・彫刻等の美術品・骨董品類

- (7)金・銀・白金の地金
- (8)屋外設置の自動販売機内収容商品
- (9)貨紙幣類・有価証券・新株券
- (10)稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これに類するもの
- (11)テープ、カード、ディスク、ドラムその他これに付随するコンピューター用の媒体に記録されたプログラムおよびデータ

以下の貨物は補償の範囲が制限(縮小)されます。

- (1)青果物、生鮮食料品、植木・苗・生花
 - 普通保険約款(特定危険担保*)に従い補償、盗難、梱包1個ごとの不着を補償
- (2)冷凍・冷蔵・保温・保冷貨物等温度管理を要する貨物
 - 普通保険約款(特定危険担保*)に従い補償、盗難、梱包1個ごとの不着を補償
 - 温度変化による損害については次の事由によって起きた損害のみ補償
 - ①輸送中
 - a. 火災、爆発または輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州
 - b. 冷凍・冷蔵・保温・保冷のために使用されている機械・装置の破損・故障
 - c. 冷凍・冷蔵・保温・保冷するコンテナまたは収容設備の破損・故障(上記b.の機械・装置を除きます。)
 - ②保管中,加工中,設置作業中,店舗販売中
 - 火災または爆発に合理的に起因する冷凍・冷蔵・保温・保冷のために使用されている機械・装置の破損・故障
- (3)自動車(自動三輪車、自動二輪車、原動機付自転車を含みます。)、クレーン車・ブルドーザー・ショベルカー・フォークリフト・ロードローラ・掘削用および杭打ち用自動車等の作業用特殊自動車、農耕作業用自動車、船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、飛行機へリコプター
 - 普通保険約款(特定危険担保*)に従い補償、積込み・荷卸作業中における輸送用具との衝突・接触損害不担保、自走中不担保
- (4)ばら積み貨物(液状、粉状、粒状、気状、泥状、結晶状、塊状、棒状等の形状で、個数によらず、重量または容積により取引が行われる貨物であり、梱包をせずに輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物。) 普通保険約款(特定危険担保*)に従い補償、車両1台ごとの盗難を補償
- (5)生動物
 - 普通保険約款(特定危険担保*)に従い補償される事故による1頭ごとの死亡のみ補償
- (6) 野積み貨物(建築物の外や建築物の軒先や軒下に積んだ貨物、屋根と壁や扉に囲われていない建築物や基礎のない仮設テント 倉庫での保管中は、野積みとみなします。ただし、「輸送中」の仮置きは野積みとはみなしません。また、トラックターミナルや物流セン ター等の建築物、金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナでの保管中は野積みとはみなしません。) 普通保険約款(特定危険担保*)に従い補償
- *「特定危険担保」条件とは

火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または共同海損犠牲損害に対して保険 金をお支払いする条件です。

お見積もりにあたっては次の事項をお知らせください。

- (1)保険の対象貨物:形状・特性・荷姿・価格等。加工作業が含まれる場合は原材料・仕掛品・製品ごとの価格について。
- (2)物流実態:物流の全体像。特に加工作業が含まれる場合にはその作業内容について。
- (3)保管場所・加工場所:各倉庫、工場ごとの名称・所在地・構造・火災保険の手配状況について。
- (4)支払限度額:
 - ①輸送中:1輸送あたりの予想最大積載額
 - ②保管・加工中(特定保管場所・特定加工工場):各工場建物(構内)、倉庫建物(構内)ごとの予想最大在庫額、平均在庫額 ③保管・加工中(不特定保管場所・不特定加工工場):1事故および1事故合算の支払限度額
- (5)保険料算出の基礎数値:保険料のお見積もりに必要な、年間輸送額・在庫額・売上高等。
- (6)その他保険設計に必要な事項:必要な特約、事故歴等。



ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 保険契約者および被保険者についてご確認ください

保険申込書に、保険契約者の住所と氏名が正しく記載されていない場合や不十分な記載の場合、保険証券のお届けができない等の原因になります。また、被保険者(保険の補償を受けられる方であり、保険の対象の所有者等)の設定についてもあわせてご確認ください。

2. お申し込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください

(1)商品の仕組み

国内貨物総合保険(フルライン)は保険契約期間を1年間とする運送保険です。 保険契約期間中に生じた偶然・外来の事故による損害をオール・リスク条件で 補償します。基本補償である輸送中に加え、特約をセットすることによりオーダー ポイドで、お客さまの国内所有棚卸資産(製品・半製品・原材料等)を対象に、保管中・加工中等の危険に対して物流にあわせた切れ目のない補償をご提供します。

(2)補償内容

①保険金をお支払いする主な場合

「保険金をお支払いする主な場合」(5ページ)をご確認ください。 ②保険金をお支払いしない主な場合 「保険金をお支払いしない主な場合」(5ページ)をご確認ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

この商品には、ご契約時にお申出があり、当社が承認する場合にセットできる特約(オプション特約)があります。主なオプション特約については、「オプション特約」(3~4ページ)をご確認ください。なお詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(4)保険の対象

日本国内に所在する機械類や雑貨等の商品のほか、半製品・仕掛品・部品・原材料等を保険の対象にすることができます。 この保険の対象とならない貨物(除外貨物)および補償内容が制限され

る貨物(条件制限貨物)については6ページをご確認ください。

(5)保険契約期間

保険契約期間は1年間です。

(6)引受条件

契約の際は以下の項目を取り決めさせていただきます。

- ①保険の対象貨物
- ②輸送区間および輸送用具 ③保管場所・加工工場等
- ④保険価額(保険金額)
- ⑤保険料算出の基礎数値(年間輸送額、売上高、在庫額等)

⑥支払限度額

)保険料のお支払方法

○ 小阪内の文仏の広め、 圏で通知いただく内容・回数・期日等 保険条件、セットする特約等お客さまのニーズにあわせて個別にオーダーメイトにて設定させていただきます。 ご契約いただく引受条件については、保険申込書にてご確認ください。

(7)保険料

保険料は、前記(6)の引受条件によって決まります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

(8)保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額払い込む一時払いと、複数回に分けて払い 込む分割払いがあります。分割払いの場合、一時払いに比べて保険料が割増となります。

込む分割がいかのけます。分割がいり場合、一時がいにはかく保険料が制造となります。 保険料を分割してお支払いいただく場合は、第2回目以降のそれぞれの分割保険料を 所定の支払期日までにお支払いください。お支払いがない場合には、事故が発生しても 保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除させていただくことがあります。 一時払保険料または第1回分割保険料を口座振替でお支払いいただく場合はこれら の保険料は保険契約期間の開始する月に振り替えられますので、振替日の前日までに、 ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合に は保険金をお支払いできない場合があります。

(9)満期返れい金・契約者配当金

国内貨物総合保険(フルライン)については、満期返れい金・契約者配当 金はありません

(10)解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れ い金を返還します。ただし、ご契約条件によっては、解約日までの期間に応じ て払い込まれるべき保険料について、追加請求が生じる場合があります。

3. ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください

保険契約者および被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が 告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)が あり、取扱代理店には告知受領権があります。(限扱代理店に対して告知いただいた 事項は、当社に告知いただいたものとなります。) 保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が 事実と違っている場合、または、事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金を お支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。 詳細は「重要事項ので当時してご確認ください。

詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 万一の事故のときのお手続について

(1) 万一事故にあわれたら

事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または当社までご連絡ください。

(2) 保険金のご請求からお受け取りいただくまで

事故のご連絡をいただいた後に保険金をお受け取りいただくための手続 (保険金請求手続)が必要となります。万一の事故の際は、当社より詳し くご説明いたします。

2. ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください

(1) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項)

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく) 取扱代理店または当社にご通知ください。

で通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。また、保険料を追加で請求もしくは返還させていただく場合もあります。詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。

	①保険の対象の変更	保険の対象を変更するとき。
	②輸送用具の変更	輸送用具を変更するとき。
	③輸送区間の変更	輸送区間(発送地・仕向地)を変更するとき。

(2) 他にご連絡いただくべき主な事項(契約条件の変更他)

で契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要になりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご連絡ください。ただし、②の契約条件を変更する場合にはあらかじめご連絡いただき当社の承認を得る必要があります。

①保険契約者の代表者名・	保険契約者の代表者名・住所・電話番号等を
住所・電話番号等の変更	変更するとき。
②契約条件の変更	特約の追加・削除、特定場所の追加・削除、支払 限度額等の契約条件を変更するとき。

(3) ご契約を解約するとき

保険契約を解約される場合には、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

<保険会社破綻時等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

その他ご注意いただきたいこと

<共同保険について>

●ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

平日 ………9:00~20:00 土日・祝日……9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

当社海損部担当部署または

ョヤルリテロリニュア自らいには マリン事故連絡ダイヤル(24時間365日)までご連絡ください。

「マリン事故連絡ダイヤル」

0120-258-637(無料)
*平日9:00~17:00にお電話いただいた場合は当社海損部担当部署に直接つながります。それ以外の時間帯では、マリン事故連絡ダイヤルにつながり ますが貨物保険(運送保険・貨物海上保険)にかかわる専門のスタッフがお りませんので、申し訳でざいませんが担当者への事故連絡のお取り次ぎのみとさせていただきます。追って当社担当よりご連絡させていただきます。

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関 である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結して います。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損 害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談·お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル (お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館 電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます) http://www.ms-ins.com